

岡山市からす等防護ネット貸与実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年市条例第32号。以下「条例」という。）第24条第3項及び第25条第6項に規定する家庭系廃棄物の集積場（以下「ごみ集積場」という。）において使用するからす等防護ネット（以下「ネット」という。）を予算の範囲内で貸与することにより、からす等によるごみの散乱を防止し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 ネットの貸与対象者は、現にからす等によるごみの散乱被害が生じ、又は被害が生ずるおそれがあるごみ集積場の管理責任者及び条例第25条に規定する共同住宅等廃棄物管理責任者とする。

(貸与するネット)

第3条 貸与するネットの種類は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大（3m×4m程度）
- (2) 小（2m×3m程度）

2 ネットの貸与は、原則として、1箇所のごみ集積場につき、前項各号に掲げる種類のうちいずれか1枚とし、かつ、1回に限るものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(無償貸与)

第4条 ネットの貸与は、無償とする。

(貸与の申請)

第5条 ネットの貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、この要綱に定める条項の適用を受けることに同意した上で、岡山市からす等防護ネット貸与申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定は、ネットの貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）が第3条第2項の規定によりネットの再貸与等を受けようとする場合において準用する。

(貸与の可否通知等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、申請に係るネットの貸与の可否を通知するものとする。

2 市長は、ネットの貸与を行わない決定をしたときは、岡山市カラス等防護ネット貸与（不承認）決定通知書（様式第2号）により申請者に対し、通知するものとする。

3 市長は、ネットの貸与を行う決定をしたときは、当該申請者に対し、ネットを引き渡すものとし、ネットの引き渡しによって貸与を行う決定の通知をしたものとする。この場合において、被貸与者は、岡山市からす等防護ネット受領書兼誓約書（様式第3号）を市長に対し、直ちに提出しなければならない。

（被貸与者の遵守事項）

第7条 被貸与者は、貸与されたネットの使用等に当たり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 歩行者及び車両等の通行に支障を来さない方法により使用すること。
- （2） ネットの取扱いには細心の注意を払い、適切に利用すること。
- （3） ネットは、ごみ収集後、速やかに片付けることとし、その保管に当たっては、紛失、盗難、破損等のないように努めること。
- （4） ネットをからす等によるごみの散乱防止の目的以外に使用し、又は第三者に対し、譲渡、転貸等を行わないこと。

（ネットの返還命令）

第8条 市長は、被貸与者が前条の規定に違反したときは、ネットの返還を命ずることができる。

（届出の義務）

第9条 被貸与者は、次のいずれかに該当するときは、岡山市からす等防護ネット貸受変更届（様式第4号）により速やかに市長に届け出なければならない。

- （1） ネットが不要になったとき。
- （2） ネットを紛失したとき（盗難の場合を含む。）。

（ネットの返還）

第10条 被貸与者が第8条の規定による返還の命令を受けたとき、又は前条第1号を事由として同条の規定による届出を行ったときは、速やかにネットを市長に返還しなければ

ばならない。

(免責事項)

第11条 ネットの使用等に起因して生じた事故及び損害については、市は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和5年11月28日制定)

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

この要綱の施行の際現に廃止前の岡山市からす等防護ネット貸与実施要綱(平成21年市告示第3号)第6条第2項の規定により貸与しているからす等防護ネットは、この要綱第6条第3項の規定により貸与されたネットとみなす。